

## 1 改正の理由

令和5年8月7日に人事院から国家公務員の給与の引上げが勧告されたことに鑑み、本組合職員の給与についてもこれに準じた所要の改正を行うものである。

## 2 改正の概要

## (1) 給料

若年層に重点を置きながら、給料表における全ての号給について給料月額を引き上げる。(平均改定率1.2%)

(令和5年4月1日から適用)

## (2) 初任給

基準学歴	現 行	改 定
大 学 卒	198,500円	208,000円
短 大 卒	185,200円	196,200円
高 校 卒	169,800円	181,800円

(令和5年4月1日から適用)

## (3) 期末手当

## ア 令和5年度

区 分	支 給 割 合	
	現 行	改 定
6 月 支 給 分	1. 2月 (再任用職員0.675月)	現行どおり
1 2 月 支 給 分	1. 2月 (再任用職員0.675月)	1. 25月 (再任用職員0.7月)
年 間 支 給 割 合	2. 4月 (再任用職員1.35月)	2. 45月 (再任用職員1.375月)

(令和5年12月1日から適用)

イ 令和6年度以降

区 分	支 給 割 合	
	令和5年度	令和6年度以降
6月支給分	1. 2月 (再任用職員0. 675月)	1. 225月 (再任用職員0. 6875月)
12月支給分	1. 25月 (再任用職員0. 7月)	1. 225月 (再任用職員0. 6875月)
年間支給割合	2. 45月 (再任用職員1. 375月)	2. 45月 (再任用職員1. 375月)

(令和6年4月1日から適用)

(4) 勤勉手当

ア 令和5年度

区 分	支 給 割 合	
	現 行	改 定
6月支給分	1. 0月 (再任用職員0. 475月)	現行どおり
12月支給分	1. 0月 (再任用職員0. 475月)	1. 05月 (再任用職員0. 5月)
年間支給割合	2. 0月 (再任用職員0. 95月)	2. 05月 (再任用職員0. 975月)

(令和5年12月1日から適用)

イ 令和6年度以降

区 分	支 給 割 合	
	令和5年度	令和6年度以降
6月支給分	1. 0月 (再任用職員0. 475月)	1. 025月 (再任用職員0. 4875月)
12月支給分	1. 05月 (再任用職員0. 5月)	1. 025月 (再任用職員0. 4875月)
年間支給割合	2. 05月 (再任用職員0. 975月)	2. 05月 (再任用職員0. 975月)

(令和6年4月1日から適用)

3 他自治体の類似する政策等

構成市及び県内の消防業務を所管する自治体等において、人事院勧告等を受け、必要な措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性  
なし

6 給与改定による影響額  
令和5年度

項目	影響額
給料等 〔給料表の改定 によるもの〕	38,217,900円
期末手当 〔支給月数の引上げ によるもの〕	24,257,855円
勤勉手当 〔支給月数の引上げ によるもの〕	22,245,842円
合計	84,721,597円

※ 職員1人当たりの影響額

令和5年4月1日現在 職員数876人（再任用職員含む。）

84,721,597円 ÷ 876人 ≒ 96,714円

7 添付資料

- (1) 令和5年度給料表
- (2) 新旧対照表